

令和 5 年 5 月 25 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01287

研究課題名（和文）多様な国際規律の私人への直接適用に対応する国内適用論の憲法的把握

研究課題名（英文）Constitutional Grasp of Domestic Application Theory Corresponding to Direct Application of International Regime to Private Persons

研究代表者

齊藤 正彰（SAITO, Masaaki）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60301868

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：国際協力のために深化を続ける国際規律について、日本の国法体系における固有の受け入れ構造を踏まえ、今日の国際社会の法秩序の多元化・断片化に対応しつつ、具体的事例の解決に資する多様な構成を把握するための包括的な憲法理論を検討した。安全保障および人権保障に関する国際規律のみならず、法律に匹敵する内容を有する国際規律が国内の私人の活動を規制する態様と根拠についても考察した。それらの成果は、単著にまとめて、公刊した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本における喫緊の課題との関係で、第1に、国際機関からしばしば指弾される、人権の国際標準の私人間での保障、第2に、新型コロナウイルスの感染拡大防止に際して大きな問題となった、国際的・国内的な人の移動の制約や雇用の保障、第3に、国家の対外活動の統制、とりわけ、武力行使に関する国際規律と戦争放棄・戦力不保持を謳う憲法規定とが結び合って規律が多層化する可能性について憲法解釈の明確化を行い、研究書として出版したことは、学術的議論の進展および社会への還元として意義を有する（第3点については、後に、招聘を受けて学会報告を行った）。

研究成果の概要（英文）： In this research, I examined a comprehensive constitutional theory to grasp various legal structures that contribute to the solution of specific cases. The research was conducted on international regimes, which continue to deepen for international cooperation, while responding to the diversification and fragmentation of the legal order in today's international community, based on the unique acceptance structure of the Japanese national legal system. I have considered not only the international rules concerning security and human rights protection, but also the ways and grounds on which international rules, which have content comparable to law, regulate the activities of private persons within a country. The results were published in a research book.

研究分野：公法学

キーワード：憲法 国際規律 多層的立憲主義 条約の国内適用 私人間効力 直接適用

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究を計画したとき、日本の憲法学においても国際規律と憲法の関係についての関心が高まりつつあったものの、研究動向としては、憲法と国際人権条約の関係をグローバル立憲主義の観点から説明しようとする理論研究や、国際規律と憲法の間を国内の統治機構の権限分配の理論的問題として扱う研究が主流であって、いずれも、大きな理論の構築に関心を向けるものであった。したがって、実際の問題状況の分析・解決に結びつく具体的構成に裨益するものではなかった。他方で、諸外国では、グローバル立憲主義の大きな議論の隆盛と並んで、国際規律の私人への適用についての比較法的研究に関心を集めていた。

(2) 本研究代表者は、これまで、深化する国際協力のための国際法秩序と国法秩序の関係を理論的に説明することが重要と考え、累次の科研費による補助を受けて研究を進めてきたが、研究会における報告・討議や近年の研究業績の検討などにより、また、他分野の研究者からの示唆も得て、国際規律の国内の実施に関する従来の学説の枠組みに疑問ないし限界があるとの意識が強まっていた。

そうした研究成果・研究関心から、本研究代表者は、前述のような国際的な研究動向を視野に入れつつ、それらの流れを汲むものとして、国際規律が問題となる多様な事案（私人間の問題を含む）を解決する具体的構成を、各領域の問題状況に応じて導き出すために、国法体系の各領域を包括的に把握しうるような、条約の国内適用のための憲法理論を探るという本研究の着想を得た。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、国際協力のために深化した国際規律について、日本の国法体系が有する固有の受け入れ構造を、近年のグローバル立憲主義などの一般理論の動向を踏まえつつも、現実の国際社会の法秩序の多元化・断片化に対応しうるような、個別事例の解決のための具体的構成を把握する包括的な憲法理論の形成を行うことを目的としたものである。本研究では、従来の理論が、(i) 安全保障および人権に関する国際規律についての憲法学の関心の偏在を反映し、(ii) 他の実定法学領域における国際規律をめぐる議論の進展に対応しておらず、(iii) ゆえに射程の不足と構成の歪みを孕んでいることの克服を狙った。それによって、国際社会の要請を国内的に実施することについての憲法的基盤と、実施についての憲法的統制のあり方を明確化することを目指したのである。

(2) 本研究は、国際化あるいはグローバル化といわれ、国際規律が多様化・高度化する現代社会において、憲法理論が状況の展開に立ち遅れ、条約の国内適用についての具体的問題状況の解明・解決に寄与しないばかりか、場合によっては桎梏となっている状況を打開することを目的とした。

「憲法と条約」という伝統的論点をめぐる既存の憲法理論は、条約などの国際規律の深化した現在の状況を十分に把握しておらず、かつての状況に立脚して形成された思考を理論的に純化・切磋する方向に関心を向けてきた。それに対して、本研究は、実際の国際規律のありようを具体的かつ包括的に説明しうる憲法理論の形成を目指したのである。

そのため、本研究は、憲法上の問題が浮上した事柄について後追的に憲法的対応を考えるのではなく、実際に存在する国際規律の全容を把握した上で検討を進めるという、従来の憲法学説とは異なるアプローチを採った。

そして、そのように把握された種々の国際規律を整理して類型化し、それぞれの国内の実施における憲法上の論点と対応を考察することとした。その際には、従来の憲法学の関心事であった国際人権条約（憲法の人権規定に類似する条約）ばかりでなく、法律（国会制定法）に対応する国際規律について、それが国内の私人の活動を規制する態様と根拠（憲法上の正当化）を明らかにすることを狙った。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究は、その研究目的を達するため、まず、国法体系において作用する国際規律の全容を解明し、次に、それらが国内の私人に適用される形態を整理し、最後に、各種の国際規律の類型に応じた、国内適用の憲法的基盤とその限界についての憲法理論を明らかにするという方法を採用した。こうした3段階の検討の進行を、3年間の研究期間内に配置して、研究を計画的に遂行するという方途を講じた。

これらの検討は、基本的に所属機関の所蔵文献を活用しつつ、未所蔵のものは購入または複写するなどした。検討内容の的確性を担保するために、所属機関および所属学会などにおいて協力を得られる国際法・国際人権法の研究者や国内実定法研究者との意見交換によって、本研究の各段階での考察を検証して、本研究の方向性を確認するようにした。

(2) 令和2年度は、国法体系において作用する国際規律の現況を確認することとした。それとともに従来の憲法学説を整理して、議論の射程の不足について明らかにし、本研究が憲法学の観点から新たに分析を行う視座を確認した。条約の規律対象は拡大しており、国内の実施のあり方も多様であるので、それに関する国際法学の議論についても、問題関心の相違に留意しつつ整理するようにした。

また、各種の法領域における国際規律の現況の把握とともに、それに関する国内実定法学の議論状況を詳しく調査した。それぞれに議論の蓄積があり、問題状況や前提条件も異なるので、文献に基づいて慎重に検討を進めるようにした。

(3) 令和3年度は、前年度までに全容を確認した多様な国際規律について、それが国法体系において国内の私人に適用される形態を整理した。各領域における異同にも留意しつつ、憲法の規定を補完するものとして公権力の行使を制限または促進するもの、法律の規定と同様に私人相互間に直接適用することが予定されているもの、国内立法を促すもの（それ自体としては直接適用が想定されていないもの）など、種々の形態を、実務の扱いも参看しながら、まずは客観的・実証的に整理することを試みた。

また、法律に匹敵する内容・性質を有する国際規律の私人間における国内の実施について、EU法の水平的効力論や欧州人権条約の積極的義務論を手がかりに検討を進めた。

(4) 令和4年度は、これまでの検討を承けて、具体的な問題状況に対処しうる日本国憲法の解釈を総合的に提示することを目指した。その際には、多様で高度化した国際規律や国際機構に対応してきた経験を有する欧州諸国の憲法学の蓄積を参照しながら、他方で、国際法と国内法の関係については各国憲法体系における伝統的・理論的な前提の相違が大きいこと、加えて、私人の活動ないし私人相互間の法的関係を規律するに際して、それをいかなる法形式で行い、また、紛争が生じた場合にいかなる訴訟形式で扱うかについても各国憲法体系における相違が大きい（憲法の人権規定の私人間効力論についても議論の前提に懸隔がある）ことに十分留意しながら研究を進めることとした。

また、従来はドイツの憲法学に特徴的な議論であった憲法の人権規定の第三者効力論（私人間効力論）が、近年の比較法研究への関心の高まりを背景に、EU法や欧州人権条約の議論を介して、他の諸国でも考察の対象とされるようになり、興味深い理論研究がなされていることから、これら最新の比較法的知見にも学んで、理論の構築を図るようにした。

#### 4. 研究成果

(1) 国法体系において作用する国際規律の現況を確認するとともに、従来の憲法学説を整理して、議論が及んでいなかった部分を明らかにし、憲法学の観点から新たに分析を行うための視座を確認した。条約の規律対象は拡大しており、その国内の実施のあり方も多様であることから、それに関する国際法学の議論についても、学問領域間の観点の相違に留意しつつ整理した。また、本研究と競合する近時の注目される憲法学・国際法学の見解についても、批判的に検討した。これらの内容については、論文にまとめて所属機関の紀要に公表し、さらにその後の議論を取り込みつつ、研究書として公刊した。

(2) 多様な国際規律について、それが国法体系において国内の私人に適用される形態を整理した。条約の規律対象は拡大しているが、とりわけ国際人権条約については、憲法の規定を補完するものとして公権力の行使を制限または促進する規定のほかにも、法律の規定と同様に私人相互間に直接適用することが予定されているもの、国内立法を促すもの（それ自体としては直接適用が想定されていないもの）など、種々の規定があることを明らかにし、国際規律の私人間における国内の実施の基本構造と応用的・派生的論点をめぐって、欧州人権条約の積極的義務論も参看しながら、日本国憲法の具体的解釈との接続可能性を解明した。この内容については、論文にまとめて所属機関の紀要に公表し、その後の議論を取り込んで、研究書に収録した。さらに、グローバル化の中で、国際的な規範を国内で実現するためには、どのような方法があり得るのかについての共同研究会に招聘され、そこでの議論を踏まえて論文を執筆し、法律雑誌に寄稿した。

(3) 各法領域における国際規律の現況を把握するために、関係する国内実定法学の議論状況の調査に着手し、新型コロナウイルスの感染拡大防止に際して大きな問題となった、国際的・国内的な人の移動の制約や、それとの関係も問題となる雇用の保障について、論文を執筆して所属機関の紀要に公表した。また、国内法制が社会の変化に十分に対応しないまま放置されている場合の立法不作為の問題について検討した。関連して、憲法学が基本的な前提とする人権の理解につ

いて、従来の議論の対立点を再検討し、論争の止揚を目指した。いずれも、論文を所属機関の紀要に公表した。

(4) 国際協力のために深化した国際規律について、日本の国法体系が有する固有の受け入れ構造を検討する一環として、条約の締結交渉から国内的实施までの過程を具体的に把握する憲法論の形成を狙い、記念論文集に寄稿した。

(5) 国際協力のための国際規律を考える際には、対照的に、憲法が国際規律や国際協力における立憲主義の不足に対する補償回路となる場面も考えられることから、国家の対外活動の統制について検討し、とりわけ、武力行使に関する国際規律と戦争放棄・戦力不保持を謳う憲法規定とが結び合っって規律が多層化する可能性について考察した論文を紀要に投稿し、その後の議論を取り込んで、研究書に収録した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 8件）

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻
2. 論文標題 条約過程の憲法問題 条約締結をめぐる対抗あるいは協働	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 只野雅人・佐々木雅寿・木下和朗【編著】『統治機構と対抗権力 代表・統制と憲法秩序をめぐる比較憲法的考察』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 69 89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 73巻5号
2. 論文標題 立法国賠における逸脱型と懈怠型	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1 21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 73巻4号
2. 論文標題 人格的勤労権	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1 19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 73巻3号
2. 論文標題 移動の自由の構造	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1 15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 73巻2号
2. 論文標題 人格的利益説の終焉？	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 41 53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 94巻4号
2. 論文標題 国際人権条約の私人間効力 (特集 グローバル法vs国際法 国内における実現の場面から)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 28 33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 72巻2号
2. 論文標題 武力行使との一体化論と憲法解釈	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1 63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 72巻1号
2. 論文標題 私人間の人権保障と国際規律 (2・完)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 49 84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 71巻6号
2. 論文標題 条約の国内適用論の読解	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1 56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 齊藤正彰	4. 巻 71巻5号
2. 論文標題 私人間の人権保障と国際規律 (1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 77 110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 齊藤正彰	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 468
3. 書名 多層的立憲主義と日本国憲法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

北海道大学学術成果コレクション : HUSCAP <a href="https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/82302">https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/82302</a> 北海道大学学術成果コレクション : HUSCAP <a href="https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/81558">https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/81558</a> 北海道大学学術成果コレクション : HUSCAP <a href="http://hdl.handle.net/2115/80732">http://hdl.handle.net/2115/80732</a> 北海道大学学術成果コレクション : HUSCAP <a href="http://hdl.handle.net/2115/80319">http://hdl.handle.net/2115/80319</a>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------